

鳥取県地域医療構想の策定について

平成27年5月20日  
医療政策課

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっていることから、二次保健医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や医療提供体制のあり方など、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療ビジョンを策定する。

1 構想策定、実現に向けての考え方・案

- ・地域の医療需要の将来推計、医療法第30条の13第1項の規定による報告（病床機能報告）等の活用により、地域医療構想を策定する。
- ・構想を策定し、その達成のため、地域における病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療の充実並びに医療従事者の確保・養成に努める。取組には地域医療介護総合確保基金を活用する。
- ・構想区域ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策、その他の地域医療構想を達成するために必要な協議を行う。
- ・市町村が中心となって進める地域包括ケアシステムの構築に資するよう、介護保険法に定める都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画等との整合性も留意する。

2 構想の構成（イメージ）

区分	項目	内容
第1	基本的事項	構想策定の趣旨、基本方針 等
第2	構想区域の現状	病床機能報告等のデータを評価・分析 等
第3	医療需要の推計	高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能及び在宅医療 等
第4	医療需要に対する医療供給を踏まえた必要病床数の推計	各機能の医療需要は構想区域ごとに推計 2013年度の性・年齢階級別の入院受療率×当該構想区域の2025年の性・年齢階級別推計人口の総和 等
第5	2025年のあるべき医療提供体制を実現するための施策	病床の機能の分化及び連携の推進、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成 等

(参考)医療機能の区分

区分	内容
高度急性期機能	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ・特に、急性期を経過した脳血管患者や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL（日常生活動作）の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）
慢性期機能	・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・長期にわたり療養が必要な重度の障がい者（重度の意識障がい者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能